

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第

卷四十三第

行發日一月五年七和昭

論叢

相續稅重課の大勢と其方法 法學博士 神戸 正雄
 貨幣の價値の受動性 文學博士 高田 保馬
 社會理念と イデオロギー 及びミートス 文學博士 米田庄太郎

研究

了解科學としての經濟學 法學士 山口正太郎
 支那國民經濟序説 經濟學士 大上 末廣
 取引所組織の再吟味 經濟學士 今西庄次郎
 燒津鯉漁業に於ける船仲組織 經濟學士 岡本 清造

說苑

福岡藩の育子策について 經濟學博士 本庄榮治郎
 貸借對照表分析の前提條件 經濟學士 小菅 敏郎
 連鎖店反對運動 經濟學士 谷口 吉彦

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

説苑

福岡藩の育子策について

本庄 榮治郎

徳川時代に間引と稱する人口制限の行はれたこと、并にその對策として各地に於て赤子養育仕法が採用され、且育子教諭書の流布されたことは私の屢々述べた所である。茲には最近入手した資料に基いて、福岡藩下におけるその一例を述べたいと思ふ。然し資料は尙不十分であり、更に他の資料を披見し得た場合には補訂を試みることをしたい。尙こゝに利用し得た資料は、玉泉大梁氏并に遠藤正男氏の好意によつて之を借覽し得たものである。特に記して深厚なる謝意を表する

一

福岡藩に於て何時頃から育子政策が行はれたかは未だ明かにし得ざる處であるが、黒田繼高時代(自享保四年十一月至明和六年十二月)に間引矯正の令が發せられてゐることは次の記事によつて明かである。曰く

『繼高公少將様御事也 弓もて鳥を獵せ玉ふ事を御好み給ひ、毎々池

福岡藩の育子策について

澤川邊りなどにて御遊ありしに、産子の尸のけがらわしきを御目に觸させ給ひ、此事停止せよとの御下知にまかせ、毎度稠數御制禁ありしかとも、御慈悲行届かず、其後いよ
く不淨御目をけがし奉る事多ければ

掟

國中産子を捨候儀、兼々令制禁候之處、連年の風俗に成來今以不相止由、奉行申教示ゆるがせの段不埒候。向後捨不申様急度相示、自然相背者有之候はゞ重科可申付者也

繼高公 御判

實曆十四年六月

町奉行 中

郡奉行 中

浦奉行 中 『

右の令によつて見れば、それ以前にも屢々制禁のあつたことが察せられる。また右の令に所謂産子を捨つるとは、他人の養育を期待して生けるまゝに棄つる處の、かの捨子の意味ではなく、間引のことを指すものであることも明かである。この令に添えて委しき教訓書が發せられたとのことであるが、その全文は明かでない。然しそれは公の遺書として傳へられ、御用勤方に保存され代々の藩主の覽る所となり、次の治之(自明和六年)

年十二月至天) 治高(自天明二年二月)の兩公も、このこ
明元年八月) 至同 年八月) の兩公も、このこ
とに心を懸けながら、別に制度を立つる迄には至ら
なかつたが、その次の齊隆公(自天明二年十二月)はこの
遺書を見て深く感動し、子を殺すは貧窮に迫りてなす
ものであるからとて、物質的救済の制を立てんとし自
らも質素儉約に力めた如くである。即ち

齊隆公御事也。先君の此御書付御覽ありて、是は大事の御思召寄な
り、殊に珪光院様御前様也。御生涯御苦に遊されし事ども、
彼是御深切に御世話あらば成就せざる事、よもあらじ。只
御制禁いかに稠敷あらせらるゝといへども、恐るゝ計にて
歸服する事あらじ。殺さるゝ子よりも、却てころす親こそ
不便なれ。鳥獸だにも子を思はぬ親はなきに、其子を殺す
には能々難儀にせまり、さぞかなしく恥かしく残念さの苦
しみ、おしはかられぬ。畢竟御國豊かならざる故貧窮にせ
まり、據なくかゝる悪敷風俗とはなりたるべし。ゆたかに
さへあらば、殺せとすゝめても、などや害するものあらん
や。さらば御追孝といふ、又國民多くならざれば行末猶豊
なる事なく、財を以て御救ありて人多くならば、百歳の後
は倍豊になる理なれば、今其端を發すべしとて、日々の御
膳の椀敷を減せられ、衣服も美なるを厭ひ給ひ、木綿の御
羽織迄召れしぞかし。其外萬事御費をはぶき給ひ、御扶銀

を溜させられけるとかや。歎かはしきは此君も御十九歳に
して御他界あらせられし支こそ、おしみて餘りあり。其御
志の銀子なればとて、御仕組を立られ、御施行届てより
僅二年の内に二千人あまり産子たすかりしぞかし」

以上本節に引用したものは「朝寝太郎」と題する寫本
の附録に掲載された所である。此等の記事殊に二ヶ年
間に二千人の赤子養育の効を奏したことについて、他
の資料によつて、果してそれが眞であるか否やを調査
すべきであるが、今それ等の資料を見るを得ざるため
一應右の記事をそのまま引用するに止めて置く。

二

齊隆公の次、齊清公の時代は寛政七年十月より天保
五年十一月に亘つて居るが、この時代特に文化文政年
間に就ては、特別な資料を見ることが出来た。その
一は「文化五年辰六月、産子養育一卷」と題する井原村
の記録であるが、内容は文化五年六月から九年九月ま
での關係書類を集め、最後に戌年(十一年)六月の書類
二通を載せたものである。その二は「文政九年、怡土
郡井原觸村々戌十月、十二月迄懷婦惣人數并御救米頂

戴奉願分共書上帳」である。この二資料によつて、當時の養育仕法の一斑を窺つて見やう。

從來の養育仕法が如何なる方法によつて行はれたかは明かでないが、文化五年六月の觸によれば、從來より御救米下附の方法が行はれてゐたこと、并に從來は各郡にて掛りを設けて取扱つてゐたが、趣旨徹底せざる虞があつたから、今後は各村々に於いて取扱ひ庄屋村役人が直接之に關係することとなつた如くに考へられる。その令は次の如くである。

『産子養育一件此節評議の上、一統郡々養育方相止め、掛り切に取斗候。右産子養育の義は格別厚き御仁恵を以、御救米をも御渡方に相成候得ば、御主意の程百姓中深く難有奉存義は是迄も追々申渡置候通りにて、一郡餘分の人高之内養育御救をも請候義に候得ば養育方斗にては御主意行届不申甚以恐入事に候。根元百姓共の上大庄屋は勿論村役人共一村切請持居候義に付常に無油斷深切を盡し候得ば養育方相立不申共、村役人共請持前の事に候、右に付其方共觸下村々懷婦御救等可請者調ね方無違亂委細途吟味可申候。御救米渡方帳面仕立方等の儀其方共立入途詮義役所請持の者引合、猶百姓中不洩様申聞風俗宜聊勘辨違不致、御制禁筋嚴重に相守候様可遂宰判候事。』

福岡藩の育子策について

然らば如何なる範圍に養育米を支給したものであるかといふに、當時に於ては貧窮者に限つて支給せし如くである。七月十三日の五郎大夫役所より大庄屋へ宛てたる書面の中に

『自然不相當のもの御救米相願候様成る儀有之候ては、矢張最前養育方被相立置候節も同様の儀に有之候。畢竟不行届事も有之候間御仕組替に相成候。然ば村々におゐて至て窮貧のもの之内、其身生得眞實にて御救米等相願候儀を憚忌候者共は無之や。左様の者は村役人共立入途躰穿、申出候は、御救米被相渡候様有之度との事に候。然し當時假成に相替候もの御救請候様有之ては、甚以風俗に相障り可申候。兎角有體の跡村々庄屋中途吟味申出可有之候。此節は御仕組替最初の事にも有之候間不廉直有之ては何分不被相濟儀に候』云々

とあつて、貧窮者なりや否やを篤と調査し貧窮者に對して御救米の下附を庄屋より願出たものである。然らばその所謂貧窮者とは如何なる標準によつて決すべきであるか、九月十六日當局より某村大庄屋への文書の中

『いか様の難澁筋有之、救相願候譯ヶ御書訓可被差出候。家

内人数の内に不具もの、又は病身ものにて農業等不相成候もの有之候はゞ、其次第も書調可被差出候。左無之候而抱田島家内人数斗にては格別家内人数大勢無之ものも願出候間見通し出来兼候。尤各より相しらべ被願出候儀には有之候得共、難澁之次第不相分候ては一々御奉行御見通被成がたく候間』云々

とあるによつて大體明かである。然し文政九年七月の文書に載れる御救米願の書類は次の如くであつて、田畑家内人数等を記せるのみである。

『五俵御救

山北村藤介組合

一、十一月臨月

居所 たびろ

十右衛門 女房

掛醫 林春碩

抱田島六反四畝餘

家内 五人

内 年四十二

十右衛門

同 三十六

十右衛門 女房

同 十四

同人男子 久米吉

同 十一

同人女子 のへ

同 八ツ

同人男子 伊之介

右之者極々貧窮に而産子養育難儀仕候に付御救米頂戴之義相願申候。重疊吟味仕、相違之儀無御座候條、御救米頂戴

被仰付可被爲下候様奉願上候

右之通重疊調ね書上申候處相違無御座候 以上

文政九年七月十八日

山北村組頭取

藤 助印

同村組頭

善 助印

高上村組頭

伊右衛門印

山北兩村庄屋

太右衛門印

早良志摩怡土

御郡代御役所

それは兎も角も福岡藩の赤子養育仕法は、出産者一般に養育米金を與ふるものではなく、極貧者に限り給與することを特徴とする。

育子策を實行するためには先づ妊婦調査をせなければならぬ。これは四季に分ちて届出でしめたものである。文化年中の文書に『冬季臨月帳之内』云々(六年九月十六日文書)『春季懷婦人数書上帳』云々(七年一月廿二日文書)とある如きその一例であるが、その中救米を

必要とするものは、そのことを願出でしめて居る。

文政九年の文書は前述の如く十月乃至十二月迄の懐胎惣人数調であり、各村に分ちて妊婦の有無を調べ、妊婦ある場合にはその臨月、醫師、産婆等をも届出でしめ、又御救米下附の要不要をも届出でしめてゐる。一例を示さば次の如くである。

一、十月臨月 高來寺村

請持醫 松本山美

組頭平吉

女房

子添養 飯氏村 善介母

一、十一月臨月 與八組合清吉

請持醫 右 同

女房

子添養 大門村 利平女房

× 人数二人

右は御救米不奉願分

右之通村中重疊相調ね書上げ申候處相違無御座候 已上

高來寺村組頭取

興 八印

同村組頭

惠 吉印

文政九年七月

福岡藩の育子策について

同村庄屋

茂

十印

早良志摩怡土

御郡代御役所

(備考)

其月其村に臨月の者なきときは、臨月の者無之旨を届ける。御救米を必要とする者の例は既に之を掲げたるに付茲には省く

臨月に至り出産せし場合はその旨を届出でる。次に掲ぐるはその一例である。

一、高祖村指出仕上候事

一當村貧窮者左平組合嘉作女房十月臨月に相當候に付、産子養育難及自力に者に付、御救米頂戴之儀御願申上置候處當月七日男子出産仕候。乍恐御救米代拜領被仰付度候段奉願上候。此段急度御聞通被遊可被爲下候 以上。

文化六年十月

高祖村庄屋

孫 藏

森六藏様

御役所

一、井原村指出仕上候事

四月臨月之分

一、五月十四日女子生候 七郎次女房

第三十四卷 八一九 第五號 一三五

七月臨月之分

一、五月十九日女子生候 利八女房

右之通出産仕候に付書上仕候處相違無御座候 以上

文政七年五月 井原村庄屋

又 平印

齊藤空様

御役所

前者が御救米を受くる者なることは明かであるが、後者は恐らく御救米を受けざる者ではないかと思ふ。而して御救米を受くる者については、出産届に對して指令書を發したものの如くである。即ち次の如し。

『冬季臨月の内、御救米相願居候瑞梅寺村宅次女房當月六日致出産候。井同村喜七女房同月七日致出産候に付、右差出兩通被差出落手いたし候。いづれ聞届相濟候上、救米渡方の儀は御懸合可申述候。以上

十月九日

五郎太夫役所

大庄屋

茂六殿

若し死産なりし場合には届出のみならず醫師の檢案書を附せなければならぬ。次にその一例を示さう。

『怡土郡末永村庄屋組頭仕上候差出之事

一、當村百姓伊七女房當十一月臨月に御座候處、右之者極々貧窮に付兼て御救米頂戴の儀御願申上候。然る處去る十一日出産仕候處、出生女子死胎産に御座候。自然怪敷次第は無御座哉證議仕候處、同朝不圖ころび申候て夫より殊外相痛早速醫師衆へ掛、藥用等仕居申候處、同日暮比にかけ出産に相成候處、出生死胎に御座候。外に何さへ怪敷次第無御座候、則醫師證據をも相添指上げ申候。重疊證議仕相違不申上候。宜御聞通被仰付可被下候 以上

文化五年十一月

末永村庄屋 幸

助印

同 村組頭 利

吉印

伊藤五郎太夫様

御役所

療治證之事

一、末永村伊七女房十一月臨月に御座候。然處十一日の朝不圖顛倒仕、夫より腰拔大に相痛、同日暮比出産に相成候處、出生の女子死胎仕候。右始終拙醫見届候。仍て證據如件

川原村

文化五年十一月

横地林順判

伊藤五郎太夫殿

出産後數日を経て死亡したる場合にも醫師の證明を要した如くである。例へば

『療治證據之事

一、怡土郡井原村利助女房當九月臨月に御座候處、同七月廿四日男子致出產、胎毒強、藥用仕候得共養生不相叶、四月廿九日死去仕、拙醫致療用見届紛敷儀決而無御座候。依而一札如件

文化七年午七月廿九日

三雲村醫師

中村甚英判

齊藤奎様

御役所

次に御救米の給與額及時期は如何といふに、これを前後二回に分ち前渡は六十文錢三拾目、後渡は同六十目であつた。即ち御救米といふも實は代錢であるが、六十文錢(略して六錢とも記す)*の意味は明かでない。また前渡、後渡の時期如何についても俄かに之を決定し難い。然し當局に於て懷婦人届及救助米を要する願書を接受した後は、御救米を與ふべきや否やを決し、與ふべきものと決したときは、其旨を大庄屋に傳達し、前渡、後渡各一枚づつの『證據』を發し、それに基いて實際に御救代錢を交付する仕組であつたやうである。而して前渡、後渡の實例については兩者同時に渡された場合がある。

福岡藩の育子策について

「産子養育御救米代前渡并帳面共御渡し可被爲下候に付、村役人之内壹人指出候様被仰付奉畏候。私觸の下村々冬季分御救米奉願置候分、左の通請取證據爲持瑞梅寺村組頭壹人差出申候。御渡方被仰付可被爲下奉願候 已上

覺

瑞梅寺村茂七組合 宅次

一六錢三拾目、

前渡り

一同 六拾目、

後渡り

メ 九拾目、

同村仁平組合 喜七

一同 三拾目、

前渡り

一同 六拾目、

後渡り

メ 九拾目、

十一月廿七日

井原村大庄屋

茂 六

上野嘉六様
河原周平様

(備考、右宅次の妻の出産は十月六日であつたことは前掲によつて明かである)

然し前渡・後渡といふ以上、二回に分ちて交付するものが本則ではないかと考へられる。然らば二回とも出産後に交付するものであるか、或は出産の前と後とに渡

第三十四卷

八二一

第五號 一三七

* 日本貨幣史、改訂版、第一卷、197、199 頁其他に所謂六錢と同意義にあらざることば言ふ迄もない。

すものであるか、此點については一覽した資料だけでは十分な解釋を下すことは出来ぬ。次に示す例は例外として特に許されたものであるが、その文意より推して考ふれば、前渡は出産前に救済するもののやうにも解されるが、果して如何であらうか。

『御書中御伺申上候。秋季懷婦之内御救米奉願上置候分、前渡御證據三枚御渡被下雖有早速相渡申候。尤右之内井原村與平七月臨月に御座候處、五月廿一日死胎出産仕候。右之分此節御救前渡御證據御渡被下候間一と通御伺申上候上相渡可申と見合置申候。極貧窮殊に前御救之儀に付格別を以御渡可被爲下哉と奉存候得共、前段の趣に付御内々御手元迄御伺申上候。何卒宜被仰付可被爲下奉願上候 已上』

六月廿九日

井原村大庄屋

茂 介

海原周平様

田嶋安平様

井原村與平救前後の事御問合被遣委細致承知候。窮貧のもの、由に□出候間其段申達候所、相渡し候様にとの事に候間其御心得御渡方可有候 以上

六月廿九日

權之亟役所

大庄屋

茂助殿

要するに當時の法令や規則の如きものには何等か前渡、後渡について規定されて居たであらうと信ずるが、今それ等の規程を見るを得ざるため、其邊の事情を明確ならしむる能はざるを遺憾とする。尤原則は定まつてゐても、實際の場合には種々の例外が認められた結果、以上の如く交付の時期が一定せなかつたものではないかとも思ふ。

次に御救米受取證の一例を示さば次の如くである。

『三坂村百姓與七産子養育御救米代請取申上證據之事』

一六拾文錢 六拾目者

右者私女房當月十三日出産仕候に付御救米代御渡被仰付難有頂戴仕候處相違無御座候 以上

文化五年九月

三坂村百姓

與 七

五郎太夫様

御 役 所

右之通相違無御座候 以上

三坂村庄屋

惣 内

五郎太夫様

御 役 所

』

以上の如き育子策を實行するためには、當局者又は村役人などが時々廻村をなして懐妊及出産等の調査をなすことは各地の事例に存する處であるが、福岡藩に於ても、文化十一年六月十七日、當局より三郡大庄屋へ宛てたる文書によれば、廻村の行はるべきものなることが明かである。即ち曰く

『産子養育一件に付我等遂廻村等に候處、御用繁に有之、今程は別て村々繁用の時節にも有之候に付廻村差延候。追而出郡比合の儀は可相達候條、養育一件速に相達置候通り堅相守聊心得違之者無之様、觸下村々重疊可相示候。右之趣頭取醫師并養育方請持之者にも相達置候に付重疊申合、御主意行届候様取斗可申候 以上』

猶時々産兒數の調査も行はれた如くであつて、案文を示し、其様式に基いて報告せしめて居るが、井原村大庄屋より提出せる文化四五五年の分は次の如くである。

『 井原觸村々卯辰兩年産子人數指出
一産子百壹人 此内 男子 四十五人 去卯年分
 女子 五十六人
内拾三人は 死失
残而八拾八人』

福岡藩の育子策について

一八人は御救米相願分

一産子七拾四人 此内 男子 三十四人 辰年分
 女子 四十人

内八人は死失

残而六十六人

一七人は御救米相願分

文化五年十二月廿九日

之を要するに當時における福岡藩の育子策は貧窮者を目當としたものであり、殊に相當の暮しを立て居れる者が御救米を受くる如きは『甚以風俗不宜不埒の事に候』と考へられてゐた程であるから、救貧策としての色彩を多分に有するものといはなければならぬ。然し一般妊婦を調査しその出産を監督せしめた點に於ては人口政策としての一面を有することは勿論である。而してこの政策によつて果して幾何の人口増加を見たかは今之を明かにし得ざるを遺憾とする。

三

徳川時代に育子教諭書が各地に流布したことは私の既に本誌に於て述べた所であるが、本稿の最初に掲げ

* 本誌第三三卷四號及六號參照

た寫本「朝寢太郎」と題するものの本文も、その内容は育子教諭書である。それは著者が朝寢の夢物語に託して教諭を述べたものであつて、その中には當國は田畑多くして五穀に富み、海産物もあり、運送の便よき國なるにもかゝらず、何時の頃よりか生子を殺す風習を生じ、代々之れが對策に力め、その結果惡習も自ら改まる所があつたが、猶動もすれば舊染の邪道に踏迷ふものがあるから、他郡他村を厭はず汝の目のあたりの人々を諭すべしとの神の告があつたとし、また法令にて間引を禁ぜることであるから、人々はこの禁の存することは知つてゐるが、かゝる禁令なくとも子を捨て子を殺すことなき如き風俗に改めざる可らずとなしてゐる。また子は天祿を有するものであるから、子を育て得ざる理なく『分限不相應の交りを好み衣服を飾り美味を喰ひ、いろ／＼の驕りに費すが故に子の養育に至りて困窮する』ものである。『兎角我身の分際をはかりて事を約め、奢らず懈らずの二つを守り、飢す寒すの二つに安んぜば、永く天祿の盡る期なく、子を育

て老樂の來るを待べし』と説いてある。夢の正に醒めんとするとき『嗚が聲として藥取が追々見へます朝餉も出來てこざる』云々とあるから、筆者が醫師であることは明かであるのみならず、附録の終りに記せる處によるも、醫師中村氏が筆者であることが記されてゐる。而してその著作年代は文化二年と考へられるが、其後天保十五年五月に更に轉寫されたことが明かである。

更に「子そだて和讃」と題する半紙型木版刷のもの（本文七枚）を見たが、これも間引の罪を説き、産子を養育すべきことを教戒したもので、その内容は他の教諭書と大體同様のものである。たゞその文體が暗誦し易き詠歌體をなしてゐることは一異例であるが、著作乃至印行年代は明かでない。

右の「朝寢太郎」の奥書には『此書者粕屋郡内橋村目醫師中村氏藏本かりて寫けるを、またかり受て寫すものなり』云々とあり、「子そだて和讃」と共に鞍手郡の某舊家に在つたものであるから、かゝる教諭書が九州方面にも流布してゐたことを知るに足るであらう。